

	I2	I3
J1	J2	J3
K1	K2	K3

- 凡例
- ▨ 都市機能誘導区域
  - ▭ 居住誘導区域

誘導施設

【都心地区】

- 医療施設 (地域医療支援病院)**
- ・医療法第4条に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター**
- ・松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)に規定される総合福祉センター

- 商業施設 (スーパー・百貨店等)**
- ・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
  - 日本標準商業分種(総務省: H25.10&11の小学校のう)
  - 561 「百貨店、総合スーパー」
  - 569 「その他の各種食品小売業」
  - 581 「各種食品小売業」
  - 582 「野菜・果実小売業」
  - 583 「食肉小売業」
  - 584 「鮮魚小売業」

- 商業施設 (温浴施設)**
- ・松山市温浴法(条例第1号)に規定される温浴施設

- 教育施設 (大学・短大・専修学校)**
- ・学校教育法第1条に規定される大学
  - ・「第134条」に規定される専修学校
  - ・「第134条」に規定される各種学校

- 文化施設 (図書館・美術館・博物館等)**
- ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
  - ・博物館法第1条、同法第4条に規定される美術館・博物館、博物館用施設
- 文化施設 (ホール)**
- ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

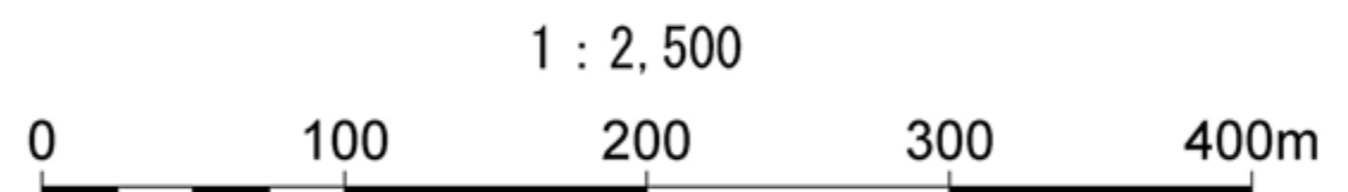
【その他地区】

- 商業施設 (スーパー・百貨店等)**
- ・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
  - 日本標準商業分種(総務省: H25.10&11の小学校のう)
  - 561 「百貨店、総合スーパー」
  - 569 「その他の各種食品小売業」
  - 581 「各種食品小売業」
  - 582 「野菜・果実小売業」
  - 583 「食肉小売業」
  - 584 「鮮魚小売業」

- 教育施設 (大学・短大・専修学校)**
- ・学校教育法第1条に規定される大学
  - ・「第134条」に規定される専修学校
  - ・「第134条」に規定される各種学校

- 文化施設 (図書館・美術館・博物館等)**
- ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
  - ・博物館法第1条、同法第4条に規定される美術館・博物館、博物館用施設
- 文化施設 (ホール)**
- ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

- 【誘導区域と災害ハザード】**
- ・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
  - ・災害ハザードの詳細は、「防災マップ」(防災マップ)、「まつやま内水ハザードマップ」、避難マップなどでご確認ください。



この地図は、「松山市都市計画図(平成29年2月修正)」を基図にしています。平面直角座標値は、世界測地系に対応する。座標系: 第四系